

佐賀県迷惑行為防止条例の一部改正案等の内容

1 第6条（不当な客引行為の防止）の条文を改正し、次のような行為を規制することとします。

- (1) 公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為について、客引きをすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売若しくは提供
 - イ 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - ウ 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）において専ら異性の客を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - エ ア又はイ該当する行為に係る営業に関する情報の提供（利用者に対する勧誘を含む。）
- (2) 公共の場所において、不特定の者に対し、上記(1)のア又はイに掲げる行為（イに掲げる行為にあつては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、不特定多数の者に対し、呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
- (3) 公共の場所において、不特定の者に対し売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交類似行為をすること。）をするため、公衆の目に触れるような方法で客引きをし、又は客待ちをすること。
- (4) 公共の場所において、不特定の者に対し次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為
 - イ 接待を伴う飲食をさせる行為
- (5) 公共の場所において、不特定の者に対し、上記(4)のア又はイに掲げる行為（イに掲げる行為にあつては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、不特定多数の者に対し、呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して役務に従事するよう誘引すること。
- (6) (1)、(3)及び(4)の各行為のほか、公共の場所において、不特定の者に対し、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げる等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。
- (7) 対償を供与し、又は供与する約束をして、他人に上記(1)から(6)までの各行為をさせること。

(8) 公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引すること。

ア 上記(1)のイからエまでに該当する行為（イに掲げる行為にあつては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）に係る客又は利用者

イ (4)のイに該当する行為（通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）をする役務に従事する者

(9) 公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により客引き等の相手方となる者を待つこと。

※ (8)及び(9)の行為については、これらの行為を行っていると認められるものに対して警察官が当該行為をやめるべき旨を命ずる（中止命令）こととし、中止命令に違反した者に対して罰則を適用することとします。

2 1の改正に伴い、罰則に関する規定を新設、改正します。

(1) 上記1の(7)の行為を行った者

100万円以下の罰金（常習として違反行為をした者は6月以下の懲役又は100万円の罰金）

(2) 上記1の(1)から(6)までの各行為を行った者

50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（常習として違反行為をした者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

(3) 上記1の(8)の行為を行い、警察官の中止命令に違反した者

30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

(4) 上記1の(9)の行為を行い、警察官の中止命令に違反した者

20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科すものとします（両罰規定の新設）。

4 上記1の(9)の行為を規制する地域を定めるため、新たに佐賀県迷惑行為防止条例施行規則（仮称）を制定します。

1の(9)の行為を規制する地域は、次のとおりとします。

佐賀市の区域のうち、県道佐賀停車場線と市道大財町北島線との交差点を起点とし、順次同市道、県道佐賀川副線、一般国道264号、市道松原町大財町線、市道松原川通り線及び県道佐賀停車場線を経て起点に至る線で囲まれた区域